

公共工事に要する経費の前払等取扱要領

平成16年4月1日制定

最終改正 令和7年10月1日

(総則)

第1条 館山市が発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。以下「工事等」という。）の、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定による前払金及び中間前払金並びに契約に基づき行う部分払の取扱いについては、館山市財務規則（昭和39年規則第18号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(前払金の支払基準等)

第2条 工事等の前払金は、次表左欄に掲げる工事等について行うものとし、前払金の割合及び充当することができる経費は、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

工 事 等	割 合	充 当 経 費
(工事) 1件の請負代金額が300万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）	請負代金の4割以内	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費 ※ 現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とする

(設計又は調査) 1 件の委託料が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査	委託料の 3 割以内	当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
(測量) 1 件の委託料が 3 0 0 万円以上の土地の測量、地図の調製、測量用写真の撮影及び土木建築に関する工事の測量	委託料の 3 割以内	当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費

2 中間前金払は、前項の規定による前払金の支払を受け、次の（１）から（３）の要件をすべて満たした次表左欄に掲げる工事について行うものとし、中間前払金の割合及び充当することができる経費は、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

- （１）工期の 2 分の 1 を経過していること。
- （２）工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- （３）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

工 事 等	割 合	充 当 経 費
(工事) 1 件の請負代金額が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）	請負代金の 2 割以内	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費

(保証証書の寄託)

第3条 前金払又は中間前金払をしようとするときは、相手方をして、法第2条第4項に規定する保証事業会社との工事等の完成時期を保証期限とした、同条第5項に規定する保証契約に係る保証証書を寄託させなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(工事等の内容の変更に伴う前払金の増減)

第4条 工事等の内容の変更その他の理由により、著しく請負代金又は委託料を増額した場合は、増額後の請負代金額又は委託料に第2条に規定する割合を乗じて得た額から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する額以内で、前払金額を増額することができる。

- 2 工事等の内容の変更その他の理由により、請負代金又は委託料を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金又は委託料の10分の5（中間前払金の支払を受けているときは10分の6、設計又は調査若しくは測量にあつては10分の4）を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、この限りではない。

(保証契約の変更)

第5条 前条第1項の規定により支払済の前払金に追加して更に前金払をしようとするときは、相手方をして、変更後の保証契約に係る保証証書を寄託させなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(中間前金払の認定)

第6条 発注者は、請負者から中間前金払に係る中間前金払認定請求書（別記第1号様式）が提出されたときは、第2条第2項に掲げる要件のすべてに該当するものであるかどうか認定する。

なお、中間前金払認定請求書には、建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第11条の規定による工事履行報告書を添付させるものとする。

- 2 発注者は、前項の認定にあたりその進捗額について認定しようとするときは、契約約款第11条の規定による工事履行報告書、工程表及び全景写真（以下「認定資料」という。）により行うこととする。この場合において、工事現場等に搬入された検査済の材料

等があるときは、その額を認定資料の出来高に加算し、進捗額として認定することができる。

- 3 発注者は、前2項による認定の結果、妥当と認めるときは、中間前金払認定調書（別記第2号様式）を2部作成し、1部を請負者に交付し、他の1部を保管するものとする。

（中間前金払と部分払の選択）

第7条 中間前金払の対象となる工事の契約にあたっては、あらかじめ入札参加者に対し入札に係る公告により明示するとともに、落札後、「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」（別記第3号様式）を契約の相手方から提出させる。

- 2 前項の選択については、その後において変更することはできない。

（部分払）

第8条 前金払をした工事等について部分払をする場合の金額は、次の式により算出した額とする。この場合において、請負代金相当額とは、請負代金額を設計金額で除し、設計金額に基づき算出した出来高を乗じて得た額をいう。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times$ （9／10－前払金額／請負代金額）

- 2 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払をする場合は、前項の「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の部分払は、当該工事等の既成部分に係る請負代金相当額が請負代金額の10分の6以上あるものについて行うものとする。
- 4 中間前金払をした工事については、部分払は行わないものとする。ただし、債務負担行為又は継続費に係る契約にあつては、当該会計年度末において、部分払をすることができる。

（債務負担行為に基づく契約、継続費又は繰越明許費における前金払）

第9条 債務負担行為に基づく契約又は継続費における前金払は、第2条の規定にかかわらず、各会計年度の出来高予定額（前会計年度末における工事の出来形部分に相応する請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額。以下同じ。）に対して行うものとする。この場合において、次表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

ただし、いずれかの会計年度において出来高予定額が300万円以上であることにより、契約締結にあたり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該会計年

度については部分払を行うことができる。

第2条 第1項	請負代金の4割以内	各会計年度の出来高予定額の4割以内
	委託料の3割以内	各会計年度の出来高予定額の3割以内
第2条 第2項	工期の2分の1	当該会計年度の工事実施期間の2分の1
	請負代金の額の2分の1	当該会計年度の出来高予定額の2分の1
	1件の請負代金額が300万円以上の土木建築に関する工事	いずれかの会計年度の出来高予定額が300万円以上の土木建築に関する工事
	請負代金の2割以内	各会計年度の出来高予定額の2割以内
第3条	工事等の完成時期	工事等の完成時期（最終会計年度以外の会計年度にあつては、当該会計年度の末日）
第4条	請負代金額又は委託料	各会計年度の出来高予定額
第8条 第1項	請負代金相当額×（9／10－前払金額／請負代金額）	（1）前払金の支払を受けている場合 請負代金相当額×9／10－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）－〔請負代金相当額－（前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額）〕 ×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額 （2）前払金及び中間前払金の支払を受けている場合 請負代金相当額×9／10－前会計年度までの支払金額－（請負代金相当額－前会計年度までの出来高予定額）×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）／当該会計年度の出来高予定額
第8条 第3項	当該工事等の既成部分に係る請負代金相当額	当該工事等の当該会計年度の出来高の請負代金相当額
	請負代金額	当該会計年度の出来高予定額

2 繰越明許費に係る契約における前金払は、契約年度において第2条第1項の規定により算出した額の前金払をすることができるものとする。

（義務違反等による前払金の返還）

第10条 前払金を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 前払金を当該工事等以外の目的に使用したとき。

(2) 当該工事等の契約が解除されたとき。

(3) 契約義務を履行しないとき。

2 前項の場合、必要と認めるときは、相当額の利息を付することができる。

(端数計算)

第11条 この要領に基づき前金払をする場合における前払金の金額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 この要領に基づき部分払する場合における部分払の金額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(低入札価格調査を受けた者との契約の前金払)

第12条 当該工事において、館山市低入札価格調査実施要綱に基づく低入札価格調査を受けた者との契約における前金払については、第2条及び第9条中「4割以内」を「2割以内」と読み替えて取り扱うものとする。

2 前項に該当する場合は、中間前金払の対象としないものとする。

附 則

1 この要領は、平成16年4月1日から実施し、平成16年4月1日以降から発注する工事等に適用する。

[沿 革]

平成21年7月14日一部改正 平成21年7月14日適用

平成23年4月1日一部改正 平成23年4月1日適用

平成27年3月30日一部改正 平成27年4月1日適用

平成28年4月1日一部改正 平成28年4月1日適用

平成28年6月21日一部改正 平成28年6月21日適用

平成29年4月11日一部改正 平成29年4月11日適用

平成30年4月12日一部改正 平成30年4月12日適用

平成31年4月11日一部改正 平成31年4月11日適用

令和2年4月6日一部改正 令和2年4月6日適用

令和3年4月7日一部改正 令和3年4月7日適用

令和4年4月1日一部改正 令和4年4月1日適用

令和4年4月13日一部改正 令和4年4月13日適用

令和5年4月3日一部改正 令和5年4月3日適用

令和6年4月1日一部改正 令和6年4月1日適用

令和6年4月2日一部改正 令和6年4月2日適用

令和7年5月1日一部改正 令和7年5月1日適用

令和7年10月1日一部改正 令和7年10月1日適用

別記

第1号様式（第6条第1項）

中間前金払認定請求書

工 事 名	
工 事 場 所	
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	円
摘 要	
上記の工事について、中間前金払の支払を請求したいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。 年 月 日 請負者 住所 氏名 館山市長 様	

（注）添付書類（工事履行報告書、全工程表、全景写真）

第 2 号様式（第 6 条第 3 項）

中間前金払認定調書

契約の相手方	
工 事 名	
工 事 場 所	
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	円
摘 要	
上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定する。 年 月 日 館山市長	

（注）「摘要」欄には参考までに下記の状況を記載すること。

- 1 予定工程どおりの進捗状況であるか。
- 2 工期の 2 分の 1 を経過しているか。
- 3 出来高が 5 0 % 以上であるか

第3号様式（第7条第1項）

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

館山市長 様

住 所

氏 名

下記に掲げる工事については、（中間前金払・部分払）を選択したいので、届出します。

記

1 工 事 名 _____

2 工事場所 _____

3 落 札 額 _____ 円

4 工事期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

（注）特定建設工事共同企業体にあつては、構成員のすべてが記名のこと。

(書式例)

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名				
工事場所				
工 期	年 月 日～ 年 月 日			
日 付	年 月 日 (月 日までの出来高)			
請負代金額	円			
月 別	予定工程 % ()は工程変更後 A	実施工程 % B	(A－B) % C	備 考
記載欄				

- (注) 1 報告は、月報を標準とする。
2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。
3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

(書式例)

前金払申請書

年 月 日

館山市長 様

住 所
氏 名

下記のとおり ☐ 前金払 ☐ 中間前金払 を申請します。

記

申 請 額	円
工事（委託）名	
工事（委託）場所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期 （ 履 行 期 間 ）	自 年 月 日 至 年 月 日
請 負 代 金 額 （業務委託料）	円

(注) 添付書類：保証証書

※ 電子保証による場合は、書類の添付に代えて、申請前までに保証契約番号及び認証キー番号を報告すること

(書式例)

前金払請求書

年 月 日

館山市長 様

住 所

氏 名

下記のとおり ☐ 前金払 ☐ 中間前金払 を請求します。

金 _____ 円

1 工事（委託）名

2 工事（委託）場所

3 契 約 年 月 日 年 月 日

4 請 負 代 金 額 円
(業務委託料)

振込先	金 融 機 関・支 店 名	預金種目	口 座 番 号
口 座 名 義 人 (漢 字 ・ フ リ ガ ナ)			